

令和3年度山形県中小企業パワーアップ補助金（経営強靱化支援事業）Q&A

20210803 追加

1	「コロナ克服枠」で申請し、不採択の場合、「通常枠」での採択はありますか	それぞれの枠での審査となります。
2	「小規模事業者」が「中小企業」に申請できますか。また、その逆の申請はできますか	公募要領 p2 に記載の通り、「中小企業者」、「小規模事業者」の定義に該当する規模での申請となります。
3	個人事業主でサービス業をやっています。常勤従業員を 10 人雇用していますが、小規模事業者になりますか	公募要領 p2 に記載の通り、「中小企業者」、「小規模事業者」の定義に該当する規模での申請となります。サービス業は 5 人以下のため、10 人雇用している場合には中小企業者になります。
4	組合員 4 人の企業組合ですが、「小規模事業者」に該当しますか	公募要領 p2 に記載のある【組合関連】は「中小企業」での申請となります。
5	常勤従業員はどう考えたらよいですか	公募要領 p2 に記載通り、常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2 か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に 4 か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者は含まれません。
6	今すでにリースしているパソコンを借料として計上できますか	補助対象経費早見表に記載の通り、補助対象内に要する経費に限ります。すでに、リースされているパソコンは、この事業のためにリースしたものではないため補助対象外となります。
7	ホームページは作成できますか	会計基準で、ホームページにソフトウェアに該当するものが含まれる場合で、資産計上するようなものは補助対象となり「機械装置・システム構築費」に計上してください。（インターネット販売、モバイルオーダーやオンライン予約等を含むホームページやシステム構築等） 企業紹介や広告宣伝のためのホームページは補助対象外となります。
8	「委託・外注費」だけで申請できますか	公募要領 p1 に記載の通り、「機械装置・システム構築費」（補助対象経費の 1/2 以上）が以上必ず必要です。「委託・外注費」「借料」「使用料」だけでは申請できませんが、「機械装置・システム構築費」だけは可能です。

9	「機械装置・システム構築費」と「借料」で申請を検討しています。機械装置・システム構築費の納期が令和4年3月になりそうなのですが、申請できますか。	公募要領 p6 に記載の通り、事業実施期間が令和4年2月10日迄に納品・完了・検収、支払を完了する必要があります。採択になっても、これまでに完了していない場合には補助対象外となります。「機械装置・システム構築費」が補助対象経費の1/2以上の条件も満たさなくなるため、借料だけでも補助対象外となります。
10	「機械装置・システム構築費」で設置にかかる運搬費、設置費は対象となりますか	公募要領 p5 に記載の通り、「機械装置・システム構築費」の据付けに要する経費は対象となりますので、運搬費、設置費は対象となります。「据付け」とは、本事業で購入した機械・装置の設置と一体で捉えられる軽微なものに限ります。設置場所の整備工事や基礎工事は含みません。
11	Web 会議システムを検討しています。本社が山形市で、営業所が酒田市、宮城県、東京都にあります。この場合対象になりますか	公募要領 p4 に記載の通り、山形県内の事業所において実施する取組みであることが条件になります。そのため、山形市と酒田市に設置するものは対象となりますが、宮城県、東京都に設置の経費は補助対象外となります。また、県外に本社等を有する事業者の場合も申請できますが、山形県内に設置する経費のみ補助対象です。
12	年払いの Web 会議システムの契約を検討しています。「使用料」に計上する場合どうしたらよいですか	「補助対象経費早見表」に記載の通り、補助対象内に要する経費に限ります。すでに、契約しているものは対象外ですが、交付決定の日以降から契約し、事業実施期間分は月割で計上できます。
13	すでに発注しているものは、対象となりますか	公募要領 p6 に記載の通り、補助金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は、補助金の交付決定の日以降から可能となります。補助金の交付決定前の発注・契約・支出行為は補助対象外となります。
14	様式 4 で確認してもらうことが必要な認定支援機関とはどこですか	公募要領 p1 に記載の通り、本事業の申請には、認定支援機関(地域の商工会・商工会議所、金融機関等)の確認が必要となります。また、確認を受けた証として、認定支援機関が作成する「(様式 4)事業計画確認書」を添付のうえ、申請いただく必要があります。認定支援機関は、下記からご確認ください。 https://www.ninteishien.go.jp/NSK_CertificationArea

15	応募方法は、消印有効ですか	公募要領 p6 に記載の通り、8 月 13 日午後 5 時必着です。消印有効ではありません。
16	申請書類に押印は必要ですか	「(様式 1)事業計画申請書」、「(様式 2)事業計画書」、「(様式 3)提出書類等確認書」には不要です。 「(様式 4)事業計画確認書」には認定支援機関の担当者の印、「(様式 5)賃金引上げ計画の表明書」には、従業員代表、給与又は経理担当者、事業場内最低賃金で働く従業員の印が必要です。
17	採択になった場合、申請金額通り認められたと思ってよいでしょうか	「採択結果」は、申請いただいた事業計画に記載のある金額の全額に対して、補助金の交付決定を保証するものではありません。採択結果に基づき「補助金交付申請書」を提出いただき、その内容を改めて審査し、必要に応じて事業者にご照会・ご連絡等を行ったうえで補助金交付額を決定し、通知いたします。
18	「デジタル化推進型」と「ポストコロナ対応型」それぞれに別テーマで申請できますか(20210706 追加)	この補助金は、それぞれに応募はできません。もし申請されても、両方には採択なりませんので、どちらか 1 つに絞って申請をお願いします。
19	同一のテーマ・事業計画で、他の補助金に申請できますか(20210706 追加)	公募要領 p3 に記載ありますが、本補助事業に申請する内容と同一の事業が国、県、市町村等の他の補助金に採択されている場合は対象外となります。他の補助金にも申請し、他の補助金も採択なった場合、補助金は 1 つしか受けることができませんので、よく考慮して申請をお願いします。なお、まったく異なるテーマ・事業計画であれば申請できます。
20	(様式 2)事業計画書の 1. (3)売上高の状況の記載について。個人事業主で白色申告の場合、確定申告書には月別売上の記載がないため、収支内訳書の売上金額÷12 か月の金額を 1 か月分として計算してよいでしょうか。(20210713 追加)	収支内訳書の売上金額÷12 ヶ月では、比較する月の正しい売上を確認できないため認められません。そのため、公募要領 p7 に記載の通り、売上台帳等から対象月を記載し、根拠となる売上台帳等の提出をお願いします。
21	令和 3 年に創業したばかりの企業です。2019 年又は 2020 年の実績がありません。そのため(様式 2)事業計画書の(2)経営状況表、(3)売上高の状況、(5)会社全体の事業計画の基準年度に記載するものがありません。この場	申請は可能です。しかし、コロナウイルスの影響で売上が下がったことが判断できないため、コロナ克服枠での応募はできません。通常枠での申請をお願いします。

	合どうしたらよいでしょうか(20210713 追加)	記載の仕方は、一度も決算期を迎えていない場合は、(様式2)事業計画書の(2)経営状況表の「売上高」「経常利益」「当期利益」は2年分とも「0円」と記載してください。記載できる年度がある場合には、その実績を記載ください。
22	これまで個人事業主として活動してきましたが、2020年に法人化しました。この場合申請できますか(20210713 追加)	申請可能です。個人から法人成りしている場合、(様式2)事業計画書の(2)経営状況表には、個人事業主期間と法人化後の実績を合わせて記載ください。また、売上高減少率が10%以上となればコロナ克服枠に応募できます。なお、記載した根拠となる決算書と売上が減少したことを示す書類が必要となります。
23	「組合関連」に含まれる団体です。専従の事務局職員がいなく、代表者企業が事務局を請け負っています。そのため「(様式5)賃金引上げ計画の表明書」を記載することができません。この場合どうしたらよいでしょうか(20210713 追加)	20210713に様式5を様式5-1、様式5-2と変更しました。 様式5-1は中小企業による申請の場合(組合関連で従業員がいる場合含む) 様式5-2は組合関連で従業員がいない場合使用して下さい。
24	コロナ克服枠での応募を検討しています。様式2事業計画書1.(3)売上高の状況の記載についてです。3か月の合計売上高の減少が9.95%の減少でした。四捨五入して10%としてもよいでしょうか(20210713 追加)	様式2事業計画書1.(3)売上高の状況の欄に記載ありますが、小数点第2位を四捨五入としています。そのため四捨五入すると10%になりますのでコロナ克服枠での応募が可能です。
25	農業者は申請できますか(20210719 追加)	公募要領 p3 に記載の通り、系統出荷による収入のみである場合には対象となりません。農作物の加工や農作物を用いた料理の提供など、2次又は3次産業分野の事業である必要があります。
26	どのようなものがシステム構築に該当しますか(20210719 追加)	業務効率化や生産性向上を目的に RPA、AI、VBA などデータベースや開発言語、ツールを活用して自社独自のシステム構築するような取り組みが対象となります。 在庫管理ソフトや会計ソフトなど、すでに販売されているソフトを購入し、初期設定を行い使用する取り組みはシステム構築とみなされないため対象外です。
27	様式2事業計画書2.事業内容(5)会社全体の事業計画の付加価値額の伸び	付加価値額伸び率(%) = {(●年後の付加価値額) - (基準年度の付加価値額) / (基準年度の付加価値額)} × 100

	<p>率(%)と給与支給総額の伸び率(%)はどう計算したらよいですか(20210720追加)</p>	<p>額)} ÷ (基準年度の付加価値額) × 100 給与支給総額伸び率(%) = {(●年後の給与支給総額) - (基準年度の給与支給総額)} ÷ (基準年度の給与支給総額) × 100 と計算してください。様式2の方にも計算式を記載しました。</p>
28	<p>様式2 (5)会社全体の事業計画の記載ですが、7月決算の場合、申請日までに決算が確定していません。どのように記載すればよいでしょうか(20210803追加)</p>	<p>様式2 (5)会社全体の事業計画ですが、1年後を基準に考えます。1年後には、企業がこの補助事業を受け実施する該当する年度を記載します。基準年度には、上記の前年度の決算確定額又は見込を記載します。今回は8月13日締め切りですが、例えば、7月末決算なら、1年後には令和3年8月～令和4年7月の計画を記載し、基準年度には令和2年8月～令和3年7月の確定額又は見込を記載してください。</p>